



令和2年度 後期高齢者医療制度の保険料

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお届けします。



◆保険料の決まり方

保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等（※注1）に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額	=	均等割額	+	所得割額
（年額） （10円未満切り捨て）		55,687円		〔総所得金額等※注1 - 33万円〕 × 10.77%（所得割率）

※注1）「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

○令和2年度及び令和3年度の保険料率

	（参考）平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割額	56,085円	55,687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

◆令和2年度の保険料軽減措置

○世帯の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。

この場合の「世帯」は、4月1日時点（年度途中で75歳になる方、県外から転入された方などはその時点）が基準となります。

対象者の所得要件が33万円以下（軽減割合の本則が7割）の方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が令和元年10月から開始されたことにより、段階的に軽減割合が見直されています。

対象者の所得要件 〔同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（※注）の合計額〕	軽減割合 （均等割額の年額）	
	本則	令和2年度
33万円以下（令和元年度における8.5割軽減区分）	7割 （16,706円）	7.75割 （12,529円）
		7割 （16,706円）
33万円（基礎控除額） + 28.5万円 × 被保険者数 以下	5割 （27,843円）	5割 （27,843円）
33万円（基礎控除額） + 52万円 × 被保険者数 以下	2割 （44,549円）	2割 （44,549円）

※「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

◆保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となったときに、減免できる場合がありますので、ご相談ください。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方

所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置（5割軽減）を受けることができます。（軽減後の保険料：年額27,843円）

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973
後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092-651-3111